

元飯協まち第 181 号  
令和元年 5 月 29 日

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）  
策定委員会委員長 様

飯塚市長 片 峯 誠

## 諮 問 書

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会規則第 2 条の規定に基づき、次の事項について貴委員会のご意見を賜りたく諮問いたします。

- （1）飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定に必要な事項の調査を行い、条例案の策定をすること。
- （2）その他飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）の策定に関して、市長が特に必要と認める事項に関すること。

### 〔諮問理由〕

少子高齢化や社会的ニーズの多様化に伴い、行政が直接対応するだけでは補えない部分もあることから、地域コミュニティによるまちづくりを一層推進する必要があります。

そのためには、将来にわたり圏域の地域住民が安心して暮らし続けていくことのできる地域づくりをはじめとした、市民活動促進や、市民活動団体等の仕組み、市と連携した地域コミュニティの自主的・自発的な公益性のある「協働のまちづくり」の推進を図るルールづくりが必要です。

このたび、それらを調査・研究し、条例案を策定する附属機関として本委員会を設置し、その策定をお願いするものです。

つきましては、第 2 次飯塚市総合計画の都市目標像であります「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市いづか～」にふさわしい、飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定のご審議を賜り、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。